

名西消防組合消防本部及び石井消防署新庁舎整備事業

要求水準書

令和 5 年 8 月

名西消防組合

目次

内容

第1章 総則	4
1. 本事業の基本方針	5
(1) 基本コンセプト	5
(2) 新庁舎の整備方針	6
2. 本事業の概要	6
(1) 事業スケジュール	6
(2) 本事業全体に係る前提条件	6
(3) 事業方式	7
(4) 事業の対象範囲	7
3. 遵守すべき法制度等	8
第2章 設計業務要求水準	10
1. 設計業務遂行に関する要求内容	10
(1) 業務の対象範囲	10
(2) 業務の期間	10
(3) 設計体制と技術者の設置・進捗管理	10
(4) 設計計画書及び設計業務完了届の提出	11
(5) 基本設計及び実施設計に関する書類の提出	11
(6) 設計業務に関する留意事項	11
(7) 設計変更について	12
2. 施設配置	12
(1) 敷地ゾーニング	12
3. 対象施設	12
(1) 設計業務全体に係る事項	12
(2) 設計業務対象施設に係る要件	14
4. 敷地調査業務遂行に関する要求内容	20
第3章 工事監理業務要求水準	21
1. 工事監理業務の範囲	21
2. 業務の実施者	21
3. 工事監理業務計画書	21
4. 工事監理業務	21
(1) 一般監理業務	21
第4章 建設業務要求水準	24
1. 業務の対象範囲	24
2. 業務期間	24
3. 業務の内容	24

(1) 基本的な考え方	24
(2) 工事計画策定にあたり留意すべき項目及び「組合」の承認を得る必要のある事項	24
(3) 工事提出書類.....	24
(4) 着工前業務	25
(5) 建設期間中業務	25
(6) 完成時の業務.....	26

○別添資料

別紙 1 施設の基本性能等

別紙 2 室等の基本性能等

別紙 3 庁舎面積想定案（国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定）

別紙 4 庁舎面積想定案（起債許可に係る標準面積による算定）

別紙 5 敷地面積想定案

参考資料 1 全国消防救助技術大会実施要領抜粋

参考資料 2 庁舎（既存）関係図面

参考資料 3 石井町農業研修センター（既存）関係図面

参考資料 4 名西消防組合消防本部及び消防署新庁舎整備基本構想（令和5年8月改訂版）

参考資料 5 名西消防組合消防本部及び消防署新庁舎整備基本計画（令和5年8月改訂版）

第1章 総則

本要求水準書は、名西消防組合（以下「組合」という。）が、名西消防組合消防本部及び石井消防署新庁舎整備事業（以下「本事業」という。）の実施にあたって、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）に要求する施設等の水準を示すもので、「設計業務要求水準」、「工事監理業務要求水準」、「建設業務要求水準」から構成される。

なお、事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ、技術力を最大限に生かすため、各要求水準については、基本的な考え方を示すこととし、目標を達成する方法・手段等については、事業者の発想に期待するものとする。

1. 本事業の基本方針

(1) 基本コンセプト

本事業用地において整備される施設等の基本理念及び基本方針は、以下のとおりとする。

① 基本理念

大規模災害時においても災害対応拠点として長期事業継続が可能な消防庁舎とともに、地域に開かれた誰もが安全で安心して快適に利用できる複合施設を目指す。また、これからの中社会・生活環境に求められるユニバーサルデザインの導入や環境への配慮、周囲との調和を図るとともに、次世代にわたって使いやすく親しみの持てる消防庁舎とする。

② 基本方針

次の3項目を設定する。

ア 災害対応拠点となる施設

- (ア) 防災拠点としての高い耐震性を保有するとともに、大規模災害時においても自立し長期事業継続が可能な庁舎とする。
- (イ) 浸水等により消防活動拠点としての機能が失われないために、敷地の嵩上げや庁舎の構造、設備の配置とする。
- (ウ) 所有する車両をすべて収容できるものであり、将来の車両増加にも対応できるスペースを確保する。
- (エ) 大規模災害が発生した場合、迅速・的確・効率的に活動が行えるように、必要な施設・設備を整備して広域応援、受援体制を整える。
- (オ) 将来の消防機能の多様化に対応する空間構造とする。
- (カ) 適切な動線計画により、効率的で迅速な業務遂行が可能な庁舎とする。
- (キ) 自家用給油取扱所の整備により、消防車両等の燃料を確保する。

イ 地域の防災拠点となる施設

- (ア) 防災教育や社会見学に適した施設とする。
- (イ) 消防団や地域防災活動の拠点として利用できる会議室や倉庫を整備し、併せて消防団の訓練に活用できる施設とする。
- (ウ) 受援時の援助隊用厨房を整備し、平常時には施設用途を一般住民が利用できる施設とする。
- (エ) ユニバーサルデザインを採用し、住民が利用しやすい施設とする。
- (オ) 職員・来庁者のプライバシーの確保、感染防止を考慮した施設とする。

ウ ランニングコストやライフサイクルコストの低減に考慮した施設

- (ア) 太陽光発電、自然換気を促す室内レイアウト等による積極的な自然エネルギーの利用と活用を図る。
- (イ) 施設設備の省エネルギー化及び省コスト化を図る施設とする。(LED や人感照明等の導入)
- (ウ) 極力職員自身での掃除等のメンテナンスが可能な施設とする。
- (エ) 電気・水道などの社会的インフラが破壊されても機能できる設備を整備する。
- (オ) 貯水槽(1週間分)、防火水槽、井戸の設置により飲料水、生活用水、消防用水を確保する。

- (カ) 環境負荷の低減を含めライフサイクルコストの低減に努める。
- (キ) 24時間使用される庁舎の特性に鑑み、省エネルギー特性に配慮し、ランニングコストの縮減を図る。

(2) 新庁舎の整備方針

現状の敷地では、庁舎機能や訓練施設を鑑みると狭隘であり、また、浸水想定区域内であることから、敷地を隣接地に拡幅し、嵩上げ等の止水対策を講じた上で、庁舎と車庫棟の建設を2期に分け、新庁舎建設後に現庁舎から移転する。また、現庁舎及び関連施設を解体後、車庫棟を建設するなど、業務の継続を維持した整備とする。

2. 本事業の概要

(1) 事業スケジュール

本事業のスケジュール（予定）は、次のとおりである。

日程	内容
令和5年12月	契約締結
令和6年1月	本施設の設計着手
令和6年度～8年度	本施設の建設
令和8年度末	本施設の引渡し

(2) 本事業全体に係る前提条件

① 事業用地・地域地区等

事業用地	徳島県名西郡石井町字高川原 66-1、65-1、66-5、66-8、66-12（現町道を含む）
敷地面積	約3,791m ² （現町道含む）
地域地区等	用途地域：第二種中高層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率200%） 防火地域：指定なし 日影規制：規制なし 埋蔵文化財等：該当なし
接続道路	南側道路：県道平島国府線 東側：町道（代替え）建設予定
その他	拡幅の敷地には、四国電力等の電柱があるが、本事業の計画する配置計画により電柱位置を変更する場合は、事業者が手続きを行うものとする。

② 敷地条件

本事業における事業用地は、現庁舎敷地に合わせ東側に拡幅するものである。現庁舎敷地を嵩上げをすると共に、拡幅する敷地は造成工事が必要となり、敷地調査を行った上で関係法令を遵守し、敷地東側に新たに整備される道路（代替え町道）の道路管理者と協議を行った上で、設計及び造成工事を行うこと。

また、敷地及びその周辺インフラ整備状況に関しては、以下に示す資料を参照すること。

「名西消防組合消防本部及び消防署新庁舎整備基本構想」（令和5年8月改訂版）（以下、「新庁舎基本構想」という。）、「名西消防組合消防本部及び消防署新庁舎整備基本計画」（令和5年8月改訂版）

(以下、「新庁舎基本計画」という。)

③ 計画施設概要

庁舎棟 鉄筋コンクリート造 3階建て 延べ床面積 約 1,900 m²

車庫棟 鉄骨造 平屋建て 延べ床面積 約 670 m²

訓練棟 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 建築面積 約 175 m²（訓練棟間面積を含む）

④ 取りこわし建物

庁舎（S54年3月建築） 鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ床面積 732.46 m²

石井町農業研修センター（S47年3月建築） 鉄筋コンクリート造 延べ床面積 499.96 m²

⑤ 新庁舎で業務を行う職員数は、消防本部17名、石井消防署33名の合計50名の配置予定。

表1 配置予定職員数

組織	役職	職員数
消防本部	消防長	1
	課長・主幹	5
	(兼) 課長・主幹	3
	係長・課長補佐	2
	(兼) 係長・課長補佐	4
	一般	2
小計		17
消防署	署長	1
	副署長（主幹）	9
	係長	9
	一般	14
	小計	33
合計		50

(3) 事業方式

本事業は、設計及び建設工事を一体的に発注する設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）によるものとする。

(4) 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。

① 設計業務

ア 事前調査業務（必要に応じて、現況測量等）

イ 設計業務（基本設計・実施設計）

ウ 積算業務

エ 敷地調査業務（敷地測量等、地盤調査）

オ 電波障害調査業務
カ 事業に伴う各種申請等の業務
キ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

② 工事監理業務

ア 建設業務に係る全ての業務

③ 建設業務

ア 敷地造成工事
イ 建設業務
ウ 近隣対応・対策業務（着工前及び完了後の周辺家屋影響調査等を含む）
エ 電波障害対策業務
オ 建築物取りこわし工事
カ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

3. 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、地方自治法の他、以下に掲げる関連の各種法令（施行令及び施行規則等、指導要綱も含む）を遵守するとともに、要綱・各種基準（最新版）については適宜参考にすること。なお、記載のない各種関連法令等についても適宜遵守すること。

【法令】

建築基準法
都市計画法
景観法
屋外広告物法
消防法
高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
水道法
下水道法
水質汚濁防止法
土壤汚染対策法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
建築物における衛生的環境の確保に関する法律
公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律
地球温暖化対策の推進に関する法律
エネルギーの使用の合理化に関する法律
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
大気汚染防止法
騒音規制法
振動規制法
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
資源の有効な利用の促進に関する法律
建設業法
その他各種の建築関係資格法律及び労働関係法律
その他関連法令

【条例等】

徳島県建築基準法施行条例
徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例
徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例
徳島市景観まちづくり条例
その他関連条例等
石井町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
施行条例

【要項・各種基準等】（最新年版）

官庁施設の基本的性能基準

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

官庁施設の環境保全性基準

官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準

官庁施設の防犯に関する基準

建築設計基準、同資料

建築構造設計基準、同資料

構内舗装・排水設計基準、同資料

建築工事標準詳細図

建築設備設計基準

雨水利用・排水再利用設備計画基準

建築設備耐震設計・施工指針 ((一財) 日本建築センター) (市販)

公共建築工事積算基準

公共建築設備数量積算基準

公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編、設備工事編)

敷地調査共通仕様書

公共建築工事標準仕様書 (建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)

建築物解体工事共通仕様書

公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編、機械設備工事編)

建築工事安全施工技術指針

建築工事監理業務委託共通仕様書

工事監理ガイドライン

公共建築工事標準書式

【その他】

石井町地域防災計画

第2章 設計業務要求水準

1. 設計業務遂行に関する要求内容

(1) 業務の対象範囲

事業者は、本要求水準書、事業提案書、事業契約書等に基づいて、新庁舎の基本設計及び実施設計を行うこと。

- ① 事業者は、設計業務の内容について、「組合」と協議し、業務の目的を達成すること。
- ② 事業者は、業務の進捗状況に応じ、「組合」に対して定期的に報告を行うこと。
- ③ 事業者は、事業契約締結後、速やかに電波障害調査を行うこと。
- ④ 事業者は、業務に必要となる現況測量、地質調査等について、事業者の責任で行い、関係法令に基づいて業務を遂行するものとする。
- ⑤ 事業者は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）令和4年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に準拠し、その他については日本建築学会制定の標準仕様書を基準とし、業務を遂行すること。
- ⑥ 事業者は、各種申請等の手続きに關係する関係機関との協議内容を「組合」に報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを「組合」に提出すること。
- ⑦ 図面、工事費内訳書等の用紙、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、「組合」の指示を受けること。また、図面は、工事ごとに順序よく整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
- ⑧ 「組合」が議会や町民（近隣住民も含む）等に向けて設計内容に関する説明を行う場合や交付金及び組合債の申請を行う場合等、「組合」の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関して協力すること。

(2) 業務の期間

設計業務の期間は、本施設の供用開始時期に間に合わせるように事業者が計画することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき定めること。事業者は、関係機関と十分協議した上で、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に推進するよう期間を設定すること。

(3) 設計体制と技術者の設置・進捗管理

事業者は、設計業務の管理技術者、主任技術者、照査技術者を配置し、組織体制と合わせて設計着手前に「組合」が指示する書類を提出すること。また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。

(4) 設計計画書及び設計業務完了届の提出

事業者は、設計着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、「組合」に提出して承認を得ること。なお、設計業務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて設計業務完了届を提出すること。

(5) 基本設計及び実施設計に関する書類の提出

事業者は、基本設計及び実施設計終了時に遅滞なく以下の書類を「組合」に提出すること。
「組合」は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む。）を通知する。
また、提出図書は全てのデジタルデータ（PDF 及び CAD データ）も提出すること。なお、各書類等の提出形態等については、「組合」との協議によるものとする。

① 基本設計

- ア 意匠設計図、設計説明書：3部
- イ 構造計画図、設計説明書：3部
- ウ 電気設備・機械設備計画図、設計説明書：各3部
- エ 各室設計条件諸元表：3部
- オ 工事費概算書：3部
- カ 要求水準書との整合性の確認結果報告書：3部
- キ 事業提案書との整合性の確認結果報告書：3部
- ク 透視図（外観2カット、内観2カット。A3）：各1部
- ケ その他必要資料

② 実施設計

- ア 意匠設計図（A1版・A3縮小版製本）：各5部
- イ 構造設計図（A1版・A3縮小版製本）：各5部
- ウ 電気設備・機械設備設計図（A1版・A3縮小版製本）：各5部
- エ 各室設計条件諸元表：3部
- オ 構造計算書：3部
- カ 設備設計計算書：3部
- キ 工事費積算内訳書・積算数量調書：3部
- ク 透視図（外観2カット、内観2カット。A3額付）：1部
- ケ 要求水準書との整合性の確認結果報告書：3部
- コ 事業提案書との整合性の確認結果報告書：3部
- サ その他必要資料

(6) 設計業務に関する留意事項

「組合」は、事業者に設計の検討内容について、必要に応じて隨時聴取することができるものとする。なお、事業者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに「組合」から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。

(7) 設計変更について

「組合」は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期（業務の履行期間）の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲で、当該施設の設計変更を要求することができる。その場合、当該変更により事業者に追加的な費用（設計費用及び直接工事費等）が発生したときは、「組合」が当該費用を負担するものとする。一方、本事業の費用に減少が生じたときには、本事業の対価の支払額を減額するものとする。

2. 施設配置

新庁舎の施設配置等は、下記のとおりとする。

(1) 敷地ゾーニング

敷地ゾーニングについては、以下の項目に留意し、施設配置及び接道等、周辺環境と整合性を図ること。

- ① 出動車両と来庁者車両の動線を交錯しないようにする。
- ② 来庁者の駐車場・駐輪場と庁舎棟玄関をできる限り近接するようにする。
- ③ 車庫棟、庁舎棟の南側の車両転回スペース又は、建物北側において消防団操法訓練を行うことができるスペースを設ける。
- ④ 敷地を嵩上げ等により緊急防災・減災事業債の適用基準に対応する浸水対策を実施し、前面道路から建物まで設置するスロープは、来庁者、車両、消防団操法訓練を行う場合を考慮した勾配とし、建物配置を計画すること。
- ⑤ 訓練棟副塔は、庁舎の一部を利用することも考慮した合理的な配置を検討すること。
- ⑥ 駐車場は、受援時を考慮し各々の駐車スペースには車止めを設けず、職員駐車場と来庁者駐車場は移動可能なポール型車止め等により区分できるものとすること。

3. 対象施設

(1) 設計業務全体に係る事項

① 周辺環境の配慮

建物・外構のデザインについては、事業者の工夫により、周辺地域との調和を図ること。
建設工事中も含めて、周辺への騒音や振動、粉塵、臭気等による影響を最大限抑制すること。

② 環境保全・環境負荷低減

ア 環境負荷低減の工夫

一次エネルギー消費を削減した建築物を目指し、外皮の高性能化及び省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向け、環境保全性、経済性に配慮した建築物とするよう十分に検討すること。

イ 再生可能エネルギーの活用

- (ア) 太陽光発電設備など、再生可能エネルギーの活用等についての提案を行なうこと。
- (イ) 太陽光発電設備等を設置する場合、住民へのPRを目的として、エントランスに発電電力量表示盤等、稼働状況を表示する設備を設置すること。

③ ライフサイクルコストの低減及び長寿命化

建築物の維持管理におけるライフサイクルコストの低減について十分考慮された建築物とともに、長寿命化について考慮すること。

④ ユニバーサルデザイン

高齢者及び障がい者等、全ての利用者にとって、安心、安全かつ快適に利用できるよう、床の段差解消やスロープの設置等、ユニバーサルデザインに配慮すること。

⑤ 周辺インフラとの接続

ア 接続道路

敷地南側に面する県道平島国府線からの接続とし、敷地拡幅予定の東側に新たに設けられる代替え町道（幅員2m程度の予定）からは進入しないものとする。（敷地南側以外は、転落防止のフェンスを設けること。）

イ 上水道

- (ア) 接続計画については、事業者の提案によること。なお、工事にあたっては、「組合」との協議を行うこと。
- (イ) 敷地へは新規に1か所引き込み、既存引き込みは撤去とする。
- (ウ) 引き込み工事については、事業者が実施すること。

ウ 排水処理施設

- (ア) 合併浄化槽の設置及び接続計画については、事業者の提案によること。なお、工事にあたっては、「組合」との協議を行うこと。

エ 電力

- (ア) 引き込み方法等については、事業者の提案によること。なお、敷地内の電柱等の移設が必要な場合は、事業者の負担によるものとする。
- (イ) 敷地へは新規に2回線（常用、予備）受電することとし、新庁舎にキュービクルを新設すること。既存受電設備については撤去とする。なお、敷地内は地中埋設方式を基本とする。
- (ウ) 引き込み工事については、事業者が実施すること。

オ ガス

施設で使用するガス器具は、LPGガスとし、必要に応じて必要保管量のLPGガスボンベ庫を設置すること。

力 電話

- (ア) 引込方法等については、事業者の提案による。
- (イ) 引込に伴い発生する費用については、事業者の負担とする。(加入金及び引渡しまでの使用料)
- (ウ) 敷地へは新庁舎用に新規に光回線を1本、非常時用回線(アナログ(メタル)、デジタル)及び一般回線(デジタル)を複数本引き込むこと。
- (エ) 通話コストの低減を図るものとすること。
- (オ) 非常時用回線の移設計画については、通信事業者と協議すること。

キ その他の機能

下記内容について「組合」と協議し、必要措置を見込み計画を進めること。

(ア) 通信室

指令台未設置の当消防組合では、通信指令センターを共同運用することで、大幅な整備費用の負担減になることから、今後、共同運用推進協議会の動向を見ながら施設整備を行う予定であるが、現在は既存専用回線を移設の見込み。

(イ) 通信設備の強化

円滑な活動を行うために、管内消防無線の不感地帯の対策として消防救急無線の基地局の新設または所轄系無線の導入など整備を行う予定。

⑥ 防災安全計画

ア 安全性の確保

地震等の自然災害発生時や非常時における安全性の高い施設とする他、火災時の避難安全対策、浸水対策、強風対策、並びに落雷対策に十分留意すること。

イ 保安警備の充実

日中の不審者対策や夜間等における不法侵入防止に向けて、施設の保安管理に留意した計画とすること。また、必要に応じて、防犯上、適切な照明設備を設置すること。

⑦ その他

ア ごみ集積場(水栓付)については、事業用地内の1か所に集約して設けること。具体的な整備内容については、「組合」と協議すること。臭気対策やカラス対策を施し、衛生面に十分配慮した設計とすること。また、収集車両の出入りがしやすいよう配慮すること。

(2) 設計業務対象施設に係る要件

計画施設の要求水準は、「別紙1 施設の基本性能等」を基に計画すること。

① 意匠計画の考え方

ア 全体配置・構成

- (ア) 敷地内は、庁舎棟、車庫棟、訓練棟(主塔・副塔)、駐輪場、無線塔(無線施設取付架台)、自家用給油取扱所、ゴミ置場等より構成すること。

- (イ) 全体配置については、防災拠点として迅速・的確・効率的に活動が行え、また、町施設としての機能の利便性や住民へのサービスの向上、及び職員の働きやすさに繋がるように計画すること。
- (ウ) 庁舎屋上に設置するヘリコプター離発着場については、周辺建物及び敷地内の付帯施設の高さ関係を考慮し、航空法上問題とならないよう庁舎配置を計画すること。

イ 必要諸室

諸室の構成と要求水準は、「別紙2 室等の基本性能等」を基に計画すること。また、各諸室の「適宜」とする室（原則、基準面積以上）及び共用部分の計画等については、事業者の提案によるものとし、「組合」と協議を行うこと。

ウ 仕上計画

(ア) 仕上計画の考え方

周辺環境との調和を図るとともに、維持管理についても留意し、清掃しやすく管理しやすい施設となるように配慮し、特に外装については、使用材料や断熱方法等、工法を十分検討し、建物の長寿命化を図ること。

また、使用する材料は、健康に十分配慮することとし、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、建設時における環境汚染防止に配慮すること。

仕上げの選定にあたっては、「建築設計基準及び同資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、令和4年）」に記載される内容と同等以上となることを原則とする。

(イ) 建物内部

建物内部の仕上げについては、各部門、諸室の用途及び使用頻度、維持管理、並びに各部位の特性を把握した上で、最適の仕上げを選択すること。また、スリップ防止・衝突防止等の安全配慮を行うこと。

(ウ) 建物外部

建物外部の仕上げについては、漏水を防ぐため、屋根及び外壁面、建具について十分な防水及び漏水対策を講じること。

② 耐震安全性等の考え方

本施設の構造計画については、建築基準法による他、「3. 遵守すべき法制度等」で示す該当基準等に準拠すること。

ア 施設の構造体の耐震安全性の分類

構造体耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通大臣官房官庁営繕部、平成25年）」のI類とする。

イ 施設の建築非構造部材の耐震安全性の分類

公共施設の非構造部材耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通大臣官房官庁営繕部、平成25年）」のA類とすること。

なお、「別紙2 室等の基本性能等」を基に計画を行うこと。

ウ 建築設備の耐震安全性の分類

建築設備の耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通大臣官房官庁営繕部、平成25年）」の甲類とする。

③ 設備計画の考え方

本施設の設備計画については「建築設備計画基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修、令和3年版）」に準拠し、以下の項目を考慮した上で、電気設備、給排水衛生設備及び空調設備の計画を行うこと。なお、「別紙2 室等の基本性能等」を基に計画を行うこと。

ライフラインの引き込み方法、管理方法等については、別途各事業者（電気、ガス、上水道）と協議を行うこと。

ライフラインの引き込みについては、浸水対策を十分講じること。

ア 全般

- (ア) 更新性、メンテナンス性を考慮した計画とすること。建築計画に整合し、適切に配置すること。
- (イ) 地球環境及び周辺環境に配慮した計画とし、燃焼時に有害物質を発生しないエコマテリアル電線等の採用を積極的に行うこと。
- (ウ) 自然採光を積極的に取り入れる等、照明負荷の削減について、十分配慮した計画とすること。
- (エ) 省エネルギー、省資源、節水を考慮するとともに、ランニングコストを抑えた設備とすること。
- (オ) 設備機器の更新、メンテナンス及び電気容量の増加等の可能性を踏まえ、受変電設備、配電盤内に電灯、動力の予備回線を計画すること。
- (カ) E P S の配置等については、更新性や拡張性に配慮した計画とすること。
- (キ) 防災拠点として、庁舎部分の全ての電源系統は、負荷種別毎に適宜分割し、災害時及び停電時のバックアップを行うこと。
- (ク) 照明系統については、停電時に最低1／2程度の照度を確保すること。
- (ケ) P S · D S の配置、ピットの対応及び外壁面における給排気ダクト取合のための開口部確保等は、更新性や拡張性に配慮した計画とすること。
- (コ) 機械設備の見え掛かり部分は、形状、材質、色彩など意匠性に配慮したものとすること。

イ 電気設備計画

(ア) 受変電設備

- (a) 受電方式は高圧とすること。
- (b) 浸水対策を考慮し、受変電設備は、2階以上へ設置すること。
- (c) 原則として、変圧器バンクの分割については、電源側三相バランスを考慮すること。
- (d) 非常用発電設備は高層に設置することを想定し、防音性に優れ、72時間稼働できる容量と、その燃料を備蓄する。また、給油に必要な設備（ポンプ、配管等）を併設すること。非常用発電機設備の方式は、発電機容量に応じた機能性や環境性などを考慮し、維持管理面にも配慮して選定すること。なお、引き渡し時には、燃料を満タンにして引き渡すこと。燃料タンクは、浸水対策を十分に講じるとともに、補充しやすい構造とすること。

(イ) 動力設備

- (a) 各動力盤（空調・換気・その他動力用）から、各動力機器等の負荷設備に電源及び制御用配線を行う計画とし、省人力化のため自動運転を原則とするとともに、防災盤にて故障等警報監視が可能な計画とすること。
- (b) 屋上ではケーブルラック及び金属管配管とすること。

(ウ) 幹線設備

- (a) 電灯設備、動力設備等施設全体の電力容量を確保すること。
- (b) 施設幹線の容量は施工性・MCCB（配線用遮断器）の操作性などを勘案し、原則として225A以下とすること。
- (c) 幹線の天井裏横引き配線部分については、ケーブルラック上に敷設すること。
- (d) 各階幹線ルートは二重化を図り、電力供給における信頼性を向上させること。

(エ) 中央監視設備

- (a) 通信室において、施設全体の遠隔監視・制御及び施設全体のエネルギー・マネジメントが可能なシステムを構築すること。
- (b) 施設全体の遠隔監視・制御などの防災、防犯関係の監視機器の他、管内の望楼を目的とした高所カメラでの映像確認等、防犯関係の監視機器も集約させ、運用効率の高い機器レイアウトとすること。
- (c) 監視・制御は、受配電システム遠隔監視、共用部分照明点滅制御、各種ポンプ・ファン類の遠隔監視制御、空調設備の遠隔監視制御等が可能なものとすること。

(オ) 電灯コンセント設備・電源設備

- (a) 照明制御は、各種制御方式を適切に組み合わせたシステムとし、省エネルギー化を図ること。
- (b) 各室や共用部、外部夜間照明など、用途に応じた適切な照明器具を設け、環境配慮型器具を採用すること。
- (c) 各室の用途に応じたコンセントを設置し、外壁部分にも保守点検等必要な箇所に屋外用コンセントを設けること。
- (d) 外灯は、自動点滅及び時間点灯・消灯が可能な方式とすること。

(カ) 電話設備等

- (a) 構内電話交換設備を設けること。
- (b) OAフロアやケーブルラック等により、必要各所に3回線（IP電話、インターネット回線、LGWAN回線）のLAN設備が配線できるよう、配管工事を施しておくこと。なお、各諸室への配線方法については、設計及び施工の段階において、「組合」と詳細協議すること。
- (c) 幹線敷設用ケーブルラック、配管及び端子盤などを設けること。
- (d) ラック幅や配管数は、別途導入機器に対応できるルートと容量を確保すること。また、将来回線の増幅にも対処可能なものとすること。
- (e) 下記の電話回線を設けること。電話交換機は、将来的回線の増幅に対応できるものとすること。

電話交換機収容回線
電話回線（デジタル10回線、アナログ（メタル）2回線）
FAX回線（2回線）

(キ) 情報設備

- (a) 別途導入されるインターネット回線の系統の LAN ケーブルが敷設可能な配管を設置するものとし、OA フロアやケーブルラック等により、必要各所に配線可能な計画とすること。
- (b) 情報関係の端末設置箇所は、将来の増加にも対応するため、配線上フレキシビリティのある配線計画を行い、予備経路なども確保すること。
- (c) 災害時の安全性確保や E P S の適正な確保等に努めること。

(ケ) テレビ等受信設備

- (a) 石井 C A T V と接続を予定している。

(ケ) テレビ等電波障害対策

- (a) テレビ等電波受信状況調査（机上調査、事前調査、事後調査）を実施すること。
調査対象範囲は、地方公共団体の条例や指導要綱等を確認し、中高層建築物の建築にあたってテレビ受信障害の調査予測を確認し、実施すること。
- (b) 本施設建設に伴い、近隣にテレビ電波障害が発生した場合は、事業者の責めにおいて速やかに対策を行うこと。

(コ) 放送設備

- (a) 消防法に定める非常放送及び業務放送兼用設備を設置すること。
- (b) スピーカーは天井埋め込み型を基本とすること。
- (c) スピーカーを設置する諸室には音量調整器を設け、個別音量調整が可能な計画とすること。
- (d) 緊急地震速報受信装置を設け放送設備と連動させ、速報受信時に敷地内に情報を伝達できること。
- (e) 自動火災報知設備と連動をとり、敷地内に鳴動するようにスピーカーを設けること。

(サ) 保安カメラ設備

- (a) 庁舎前に夜間においても確認可能な保安カメラ（映像録画機能付）を設けること。また、映像録画機、制御及び確認用モニターについては、通信室に設けること。

(シ) セキュリティ設備

- (a) 防災、防犯、安全管理の観点から、安全に稼動できるようなセキュリティシステムのための空配管を設けること。なお、セキュリティ設備の設置については、別途、「組合」と協議すること。

(ス) 誘導支援設備

- (a) インターホン、電気錠、トイレ呼び出し等を適宜設けること。設置位置については、別途、「組合」と協議すること。

ウ 機械設備計画

(ア) 給水設備

- (a) 給水管は高耐久性に配慮するとともに、腐食等の変形が生じにくいものを使用すること。
- (b) 雨水の再利用、井水の利用など、水資源の有効活用を行うこと。

(イ) 給湯設備

- (a) 供給先の利用形態に応じて、適切な給湯方式を選択すること。

(ウ) 排水設備

- (a) 排水管は高耐久性に配慮するとともに、腐食等の変形が生じにくいものを使用し、継ぎ手部分にも十分配慮を行うこと。

(イ) ガス設備

- (a) ガス設備を設置する場合は、使用目的に応じて、利便性、快適性、耐久性に配慮した設備とすること。
(b) ガス漏れ警報器や緊急遮断弁等の設置により安全性を高め、ガス漏れ等の緊急時には、事務室で防災管理できるよう配慮すること。

(オ) 消火設備

- (a) 消防法に準拠して計画すること。

(カ) 衛生器具設備

- (a) 節水性、清浄性に優れた器具を選定すること。

工 空調設備

原則として、空調（冷暖房）設備は「別紙2 室等の基本性能等」に示す諸室を対象とすること。

また、各室に換気扇を設ける等、各諸室において十分な換気（湿気・結露対策）ができるよう配慮すること。具体的な空調設備の仕様は、事業者の提案によるものとすること。

(ア) 空調設備

- (a) 空調設備については、個別の制御性と中央監視による運転管理性（スケジュール機能を持つ）の機能を両立させること。
(b) 各施設の規模・用途に応じて、最適な空調方式を選定するとともに、できるだけ自然エネルギーを活用することで、環境負荷の軽減に努めるものとすること。
(c) 冷媒を使用する場合は、地球温暖化防止のため、オゾン層を破壊しない冷媒とすること。

(イ) 換気設備

- (a) 換気設備については、個別の制御性と中央監視による運転管理性（スケジュール機能を持つ）の機能を両立させること。
(b) 各対象エリアの規模・用途に応じて、最適な換気方式を選定するとともに、各室のエアーバランスに留意すること。
(c) 省エネルギー性に配慮し、居室等は空調換気扇の設置を計画すること。また、可能な限り自然換気を行えるように計画すること。

才 昇降機設備

(ア) 高齢者、障がい者等の利用を考慮し、昇降機を設けること。

(イ) 昇降機は1基設置し、ストレッチャー対応可能な（かご内法 1,300×2,300）11人乗り以上のもとすること。

(ウ) 点字表示や音声等の案内情報などの設備を設けること。

④ 新庁舎本体に係る要件

ア 全体計画

- (ア) 新庁舎の各棟の規模及び要求性能は、「新庁舎基本計画」、「別紙1 施設の基本性能等」及び「別紙2 室等の基本性能等」によるものとし計画すること。

イ 主要諸室

- (ア) 新庁舎の各棟の諸室の概要及び要求性能は、「新庁舎基本計画」及び「別紙2 室等の基本性能等」によるものとし計画すること。

ウ 配置予定車両

配置予定車両は、「新庁舎基本計画 別表1 配置予定車両」とし、車庫棟に格納する。

⑤ 外構等に係る要件

ア 外構全般

建物以外の敷地内整備内容は、「新庁舎基本計画」及び「別紙2 室等の基本性能等」で示す付帯施設等であり、「組合」及び地域に開かれた施設として、適切な配置計画を行うこと。

イ サイン計画

新庁舎のサイン計画は、以下の要件を満たすこと。なお、外部に設ける施設名板や室名の文言については、設計業務段階において消防本部及び消防署に確認すること。

- (イ) 施設の案内板を、シンプルかつ大きな文字のデザインで施設内部の分かりやすい位置（玄関付近）に設置すること。
(ロ) 室名称のサインは、全ての諸室に設けること。
(ハ) トイレ、傾斜路、その他シンボル化した方が望ましいものについては、ピクトグラムとしてもよい。
(ニ) 点字サイン、誘導表示等をわかりやすい場所に配置すること。
(ホ) 外国人に配慮した言語表示とすること。
(ヘ) 出動・案内掲示板は、緊急出動時に歩行者や道路通行車両から確認しやすい位置とすること。

ウ 駐車場・駐輪場

- (イ) 駐車場は、職員・関係者用40台以上を確保する他、来庁者用駐車場を緊急車両の通行に妨げとならないよう、利便性を考慮し東側や北側の位置に20台以上確保する。
なお、来庁者が誤って職員駐車場に駐車しないよう区画する。
(ロ) 職員用及び来庁者駐車場には、EV車用充電器を将来設置できるよう、空配管を設けておくこと。
(ハ) 駐輪場は、二輪車10程度が駐輪できるよう確保すること。また、来訪者、職員共に利用しやすい場所に配置すること。
(ニ) 駐輪場は、屋根付きで電灯設備を設置すること。

4. 敷地調査業務遂行に関する要求内容

現庁舎のボーリングデータは不明のため、参考資料1の現庁舎の設計図書を参照すること。

なお、本事業の設計及び施工に対して適切な地盤調査を必要に応じて事業者が計画し行うこと。
敷地調査は、「敷地調査共通仕様書 ((国土交通大臣官房官庁営繕部、令和4年改訂)」に準じて、適切な時期に実施すること。

第3章 工事監理業務要求水準

1. 工事監理業務の範囲

工事監理業務の範囲は、「第1 総則 2. 本事業の概要 (4) 事業の対象範囲」による。

2. 業務の実施者

事業者は、本事業に関連し、工事監理業務の技術者を配置すること。当該工事監理業務の技術者（以下、「監理技術者」という。）と十分な調整を図り、建設業務を円滑に遂行すること。

「監理技術者」については、設計業務の管理技術者、担当技術者との兼任を認めるが、施工企業に属する者が、工事監理業務を行うことは認めない。また、施工担当者（電気設備）と施工担当者（機械設備）の兼任は認めるものとする。

3. 工事監理業務計画書

「監理技術者」は、工事監理業務着手前に、「公共建築工事標準書式（国土交通省大臣官房官庁営繕令和5年改定）」に準じ、業務工程表、業務実施体制、工事監理条件、毎月の工事監理進捗状況の報告方法（出来高表など）等の必要事項を記載した工事監理業務計画書を「組合」に提出し、確認を受けること。

4. 工事監理業務

(1) 一般監理業務

① 設計図書の内容の把握など

ア 「監理技術者」は、設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな、矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まりなどを発見した場合には、「組合」に報告し、必要に応じて設計者に確認すること。

イ 「監理技術者」は、施工者等から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能などを含む。）確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて「組合」及び設計者に確認のうえ、回答を施工者等に通知すること。

② 設計図書に照らした施工図などの検討及び報告

ア 「監理技術者」は、設計図書の定めにより、施工者等が作成し、提出する施工図（現寸図・工作図などをいう。）、材料、製作見本、見本施工などが設計図書などの内容に適合しているかについて検討し、「組合」に報告すること。また、施工図の検討をより効率的に行うために、施工者が作成する総合図についても検討を行うこと。

イ 「監理技術者」は、設計図書の定めにより、施工者等が提案又は提出する工事材料、設備機器など（当該工事材料、設備機器などに係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの

見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、「組合」に報告すること。

③ 施工と設計図書との照合及び確認

ア 「監理技術者」は、施工者等の行う施工が設計図書の内容に適合しているかについて、対象工事に応じた合理的方法により確認し、「組合」に報告すること。あわせて、建築基準法及び建築士法による工事監理者として、必要な法手続等を行うこと。

④ 設計図書の内容に適合していることが確認できない場合の措置

ア 「監理技術者」は、施工や施工図などが設計図書の内容に適合していることが確認できない場合、直ちに施工者等に対してその旨を指摘するとともに、施工者等に対し補修を求めるべき事項等を検討し、「組合」に報告すること。なお、施工者等の行う施工が設計図書の内容に適合していない場合は、施工者等に対し直ちに補修を指示し、その旨を「組合」に報告すること。

イ 施工者等が必要な補修等を行った場合は、これを確認し、その内容を「組合」に報告すること。なお、設計図書のとおりに補修できない場合には、施工者等があらかじめ書面で報告し、「監理技術者」はそれに係る必要な事項を検討し、「組合」及び施工者等と協議すること。

⑤ 工事監理状況の報告

ア 「監理技術者」は、工事監理の状況を記録した工事監理業務報告書を、「組合」に提出し確認を受けること。

イ 「監理技術者」は、毎月の工事監理業務の進捗状況を翌月の5日（ただし、連続した休日等の場合は翌日とする。）までに、監理月報により「組合」に報告すること。

ウ 「監理技術者」は、業務完了の通知を行うまでに、業務完了報告書及びその他書類等（工事監理報告書）を「組合」に提出すること。

⑥ 各施工段階における検査の方法

各施工段階における検査については、次の確認方法とする。なお、材料検査及び製品検査は、原則として現場にて確認する。現場検査が困難な場合は、工場検査又は書類検査による確認とする。また、各調査及び検査項目については業務計画書を作成すること。

ア 「監理技術者」は、試験、目視、計測の各行為の現場立会いによる確認を行うこと。

イ 「監理技術者」は、施工者等が行った試験、目視、計測の結果を記した書面による確認を行うこと。

ウ 「監理技術者」は、工事に使用する材料及び製品の品質数量等について検査し、不合格品については、遅滞なく場外に搬出させ、「組合」に報告すること。

エ 「監理技術者」は、1年目検査等について立ち会い、また必要に応じて業務に関する説明、資料作成を行うこと。

⑦ 監理に係るその他業務

ア 別途工事の調整に関する業務

(イ) 「監理技術者」は、施工段階における工事区分に関する調整等を行うこと。

(ロ) 「監理技術者」は、完成図等が現場と整合している事を確認すること。

第4章 建設業務要求水準

1. 業務の対象範囲

事業者は、実施設計図書、本要求水準書、提案書、事業契約書等に基づいて、新庁舎の建設を行うこと。

2. 業務期間

(1) 業務期間

本要求水準書に示す期日までに建設工事を完了すること。

(2) 業務期間の変更

事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期（業務の履行期間）の延長を必要とし、その旨を請求した場合は、延長期間を含め、「組合」と事業者が協議して決定するものとする。

3. 業務の内容

(1) 基本的な考え方

- ① 本要求水準書、事業契約書等に定められた公共施設の建設履行のために必要となる業務は、本要求水準書等において「組合」が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。
- ② 本事業の着手に先立ち、「組合」が実施する近隣住民への説明会に関する資料作成を行うこと。
- ③ 工事期間中は、近隣住民に対し工事状況及び工事予定を告知すること。

(2) 工事計画策定にあたり留意すべき項目及び「組合」の承認を得る必要のある事項

- ① 新庁舎の建設にあたり、関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。
- ② 新庁舎の建設にあたり、騒音、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞、その他、建設工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。
- ③ 新庁舎の建設にあたり、近隣への対応について、事業者は「組合」に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- ④ 新庁舎の建設にあたり、近隣に対して工事内容を周知徹底して理解を得、作業時間の了承を得ること。
- ⑤ 新庁舎の建設にあたり、工事に伴う影響（特に車両の交通障害、騒音、振動等）を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- ⑥ 新庁舎の建設にあたり、分庁舎の業務に支障が無いよう、動線の確保、来庁者及び職員の安全確保等、十分に配慮すること。

(3) 工事提出書類

工事提出書類については、「徳島県営繕課_工事提出書類一覧」を基に、「組合」と協議して提出すること。

(4) 着工前業務

① 各種申請等

新庁舎の建設にあたり、建築確認申請等、建築工事に伴う各種申請の手続きを事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを「組合」に提出すること。

② 近隣調査・準備調査等

- ア 新庁舎の着工に先立ち、近隣住民との調整、建築準備調査等(周辺家 屋影響調査を含む)を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。
- イ 新庁舎の建設にあたり、建物及びその工事によって近隣に及ぼす諸影響を検討し、問題があれば適切な対策を講じること。
- ウ 新庁舎の建設にあたり、近隣への説明等を実施し、工事工程等についての了解を得ること。

③ 施工計画書の提出

事業者は、建設工事着工前に、詳細工程表を含む施工計画書を作成し、「組合」及び「監理技術者」に提出して、承諾を得ること。

(5) 建設期間中業務

① 建設工事

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従って公共施設の建設工事を実施すること。事業者は、工事現場に工事記録を常に整備すること。工事施工においては、「組合」及び「監理技術者」に対し、以下の事項に留意すること。

- ア 事業者は、工事進捗状況を「組合」及び「監理技術者」に毎月報告する他、「組合」または「監理技術者」から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- イ 事業者は、「組合」及び「監理技術者」と協議の上、必要に応じて、各種検査・試験及び中間検査を行うこと。なお、検査・試験項目及び日程については、事前に「組合」及び「監理技術者」に連絡し、承諾を得ること。
- ウ 「組合」及び「監理技術者」は、事業者が行う工程会議に立会うことができるとともに、必要に応じて隨時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- エ 庁舎棟及び庁舎棟を仮使用する際に必要な付帯施設の施工は、車庫棟の着手前に完成し、関係機関との手続き後に、現庁舎の必要機能を移転するものとする。

② 取りこわし工事

- ア 建築物の取りこわしは、建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)に準拠し施工すること。
- イ 車庫棟工事に先立ち、既存庁舎及び既存付帯設備を取りこわすこと。

- ウ 既存庁舎から移設する機器等については、「組合」と十分に調整し、実施すること。
 - エ 取りこわし対象建物は、平成 18 年の石綿含有材料調査では、石綿含有材料に該当しないものとなっているが、取りこわしに先立ち事前調査を行い、その結果に基づき関係法令を遵守し取りこわしを行うこと。
- ③ 近隣住民に対しての留意事項
- ア 新庁舎の工事中における当該関係者及び近隣住民への安全対策については、万全を期すこと。
 - イ 新庁舎の工事を円滑に推進できるように必要な工事状況の説明及び調整を十分に行うこと。
- ④ その他
- ア 原則として工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとするが、「組合」が責任を負うべき合理的な理由がある場合にはこの限りではない。
 - イ 本工事施工にあたり、近隣並びに周辺通行者等第三者の生命財産等に危害を及ぼさないよう周到な計画を立て、高度な技術をもって対処すること。また、事業者は、工期（業務の履行期間）を充足する第三者に対する損害賠償保険に加入し、保険証書の写し又は申込書の写しを契約締結時に提出しなければならない。契約締結時に申込書の写しを提出した場合は、後日、保険証書の写しを提出しなければならない。なお、保険金額は事業者の任意とする。万一、第三者との間に紛議が生じた場合は、事業者は責任を持ってその解決にあたり、またその賠償の責を負うものとする。
 - ウ 事業者は、建設期間中に、書類を、工事の進捗状況に応じて、遅滞なく「組合」及び「監理技術者」に提出すること。
 - エ 新庁舎の概成段階（既存庁舎の取りこわし前）において、「組合」が開催する内覧会に協力すること。
なお、内覧会については、事前に「組合」と調整を十分に行うとともに、安全を確保すること。

(6) 完成時の業務

- ① 事業者による完成検査及び「組合」による完成検査
- ア 事業者による完成検査
 - (ア) 事業者は、事業者の責任及び費用において、完成検査及び機器等の試運転等を実施すること。
 - (イ) 完成検査及び機器等の試運転の実施については、それらの実施日の 7 日前までに「組合」及び「監理技術者」に書面で通知すること。

- (ウ) 「組合」及び「監理技術者」は、事業者が実施する完成検査及び機器等の試運転に立会うものとする。
- (イ) 事業者は、「組合」及び「監理技術者」に対して、完成検査及び機器等の試運転の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

イ 「組合」による完成検査

「組合」は、事業者による完成検査及び機器等の試運転の終了後、当該施設等について、以下の方法により行われる完成検査を実施するものとする。

- (ア) 「組合」は、建設会社及び「監理技術者」の立会いの下で、完成検査を実施するものとする。
- (イ) 完成検査は、「組合」及び「監理技術者」が確認した設計図書との照合により実施するものとする。
- (ウ) 事業者は、機器等の取扱に関する「組合」への説明を、前項の試運転とは別に実施すること。
- なお、各施設、機器等の使用方法について操作・運用マニュアルを作成し、「組合」に提出し、その説明を行うこと。
- (エ) 事業者は、「組合」の行う完成検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正し、再検査を受けること。なお、再検査の手続きは完成検査の手続きと同様とする。
- (オ) 事業者は、「組合」に完成検査後、是正・改善事項がない場合には、「組合」から完成検査合格書の交付を受けるものとする。

ウ 完成図書の提出

事業者は、「組合」の完成検査合格書の受領後直ちに、以下の完成図書を「組合」へ提出すること。また、これら図書の保管場所を新庁舎内に確保すること。

【完成時の提出書類】

1	完成図（建築、電気設備、機械設備）
2	操作運用マニュアル
3	要求水準書との整合性の確認結果報告書
4	事業提案書との整合性の確認結果報告書

② 所有権移転等の関連手続

事業者は、「組合」から完成検査合格書を受領した後、直ちに、完成図書とともに、新庁舎の「組合」への引渡しを行うこと。